

世田谷区告示第152号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和8年3月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月16日

世田谷区長 保坂展人

1 番号

45-Z024

2 区間

世田谷区玉川四丁目1624番7地先無番から1611番地先無番まで

3 廃止の期日

令和8年3月16日

案内図



廃止する区管理水路

街区

玉川四丁目 5 番

